

2012年7月20日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 様

日本労働組合総連合会

事務局長 南雲 弘行

胆管がんに対する労働安全衛生対策強化に関する要請

大阪府内の印刷事業場での胆管がん発生が明らかになって以降、各地において胆管がん患者が確認されています。

貴省において実施された、印刷事業場を対象とした一斉立ち入り調査の結果が、7月10日発表されました。大阪、宮城以外に東京、石川、静岡でも胆管がんの発症事例があり、また有機溶剤中毒予防規則の規制対象物質を使用していた事業場のうち、何らかの問題が認められた事業場は8割近くにも上り、事業場における労働者の安全衛生管理の杜撰な実態が明らかになりました。これは、全国の印刷事業場のうちの561の印刷事業場のみを対象にした緊急立ち入り調査結果であり、氷山の一角にすぎないと考えます。

今回の事案に対し、貴省としての、今後の当面の対応策がまとめられたところではありますが、連合は、労働者の労働安全衛生は何よりも優先すべきであると考え、労働者の健康障害防止・労働災害防止を図るべきとの立場から、以下のとおり胆管がんに関する労働安全衛生対策の強化を求めます。

記

1. 化学物質に関する健康障害防止の仕組みとして、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、がん原性指針等が設けられているが、事業主に対し、職場における労働安全衛生対策、作業環境改善・管理の徹底、特に危険性の高い化学物質を取り扱う事業場における法令遵守を徹底させること。
2. 有機塩素系洗浄剤を取り扱う業務と胆管がん発症との因果関係は現時点で明らかになっておらず、発症原因となる化学物質も未だ特定されていないが、全国的に有害性に関する懸念・不安が広がっていることに鑑み、早急な原因究明とともに、規制強化などの法的措置を含む対策を速やかに実行すること。
3. 労災保険給付の時効の起算点について、弾力的な運用を図るとともに、過去の当該業務従事者に対する周知を徹底し、漏れのない救済を図ること。

以 上